

F A 1 8 戦闘攻撃機の部品落下事故に対する意見書

米空軍嘉手納基地で8月31日夜、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 戦闘攻撃機が沖縄近海の訓練空域での訓練終了後、緊急時燃料タンクを投棄する装置の部品2個を落下させていたことが、明らかになった。沖縄防衛局の通報によると落下した部品は、縦3.8センチ、横2.5センチの金属固定具と見られ、うち1個は基地内の滑走路端で発見されたが、残る1個は発見されていない。落下物は金属製であり、民間地域での落下であれば町民や県民の生命への危険性が高く、極めて重大な事故といわざるをえない。断じて部品落下事故を容認することはできない。

米海兵隊は、8月にF A 1 8 戦闘攻撃機が爆弾をかかえたまま緊急着陸（8月10日、同23日）、同19日には、「アレスティングフック」が出たまま緊急着陸するなど、事故が多発している。これらの事故は滑走路一本使用による訓練増の基地運用、戦闘機の整備点検、安全管理が不十分ななかで発生しており、町民の生命や安全をないがしろにする軍事優先の米軍の態度に厳しく抗議するものである。

一方、今回の部品落下事故は発生から本町への連絡まで5日間も要しており、通報体制の迅速化を強く要求してきたにもかかわらず、町民要求を無視した米軍対応を厳しく指摘するとともに、通報体制の改善を強く求めるものである。通報体制の整備は日米合同委員会で合意され、「危険物の落下」も含まれており、米軍の態度に猛省を促したい。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、財産、平穏な生活環境を守る立場から、F A 1 8 戦闘攻撃機の部品落下事故に厳重に抗議し、下記事項の速やかな実現を強く要求するものである。

記

- 1 部品落下事故の原因究明と結果を公表すること。
- 2 FA 1 8 戦闘攻撃機の整備点検、安全管理を徹底し、再発防止を図ること。
- 3 事故発生時の通報体制の迅速化と日米合意事項を守ること。
- 4 F A 1 8 戦闘攻撃機等外来機の飛来禁止、訓練を中止すること。
- 5 基地運用にかかる地位協定を抜本改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月13日
沖縄県嘉手納町議会

〈あて先〉

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省沖縄大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事

F A 1 8 戦闘攻撃機の部品落下事故に対する抗議決議

米空軍嘉手納基地で8月31日夜、米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 戦闘攻撃機が沖縄近海の訓練空域での訓練終了後、緊急時燃料タンクを投棄する装置の部品2個を落下させていたことが、明らかになった。沖縄防衛局の通報によると落下した部品は、縦3.8センチ、横2.5センチの金属固定具と見られ、うち1個は基地内の滑走路端で発見されたが、残る1個は発見されていない。落下物は金属製であり、民間地域での落下であれば町民や県民の生命への危険性が高く、極めて重大な事故といわざるをえない。断じて部品落下事故を容認することはできない。

米海兵隊は、8月にF A 1 8 戦闘攻撃機が爆弾をかかえたまま緊急着陸（8月10日、同23日）、同19日には、「アレスティングフック」が出たまま緊急着陸するなど、事故が多発している。これらの事故は滑走路一本使用による訓練増の基地運用、戦闘機の整備点検、安全管理が不十分ななかで発生しており、町民の生命や安全をないがしろにする軍事優先の米軍の態度に厳しく抗議するものである。

一方、今回の部品落下事故は発生から本町への連絡まで5日間も要しており、通報体制の迅速化を強く要求してきたにもかかわらず、町民要求を無視した米軍対応を厳しく指摘するとともに、通報体制の改善を強く求めるものである。通報体制の整備は日米合同委員会で合意され、「危険物の落下」も含まれており、米軍の態度に猛省を促したい。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、財産、平穏な生活環境を守る立場から、F A 1 8 戦闘攻撃機の部品落下事故に厳重に抗議し、下記事項の速やかな実現を強く要求するものである。

記

- 1 部品落下事故の原因究明と結果を公表すること。
- 2 FA 1 8 戦闘攻撃機の整備点検、安全管理を徹底し、再発防止を図ること。
- 3 事故発生時の通報体制の迅速化と日米合意事項を守ること。
- 4 F A 1 8 戦闘攻撃機等外来機の飛来禁止、訓練を中止すること。
- 5 基地運用にかかる地位協定を抜本改定すること。

以上、決議する。

平成23年9月13日
沖縄県嘉手納町議会

〈あて先〉

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官
第1海兵航空団司令官 沖縄県議会議長